

○松前町子ども医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費をその保護者に助成することにより、次代を担う子どもの健康推進と健やかな育成を図るとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「子ども」 満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。ただし、中学校(特別支援学校の中等部の課程を含む。)を修了した者にあつては、高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項の学校をいう。)に在学していない者及び規則で定める者を除く。

(2) 「保護者」 子どもの親権を行う者、後見人、その他の者で現に子どもを監護する者をいう。

(3) 「医療保険各法」 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(4) 「医療費」 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(5) 「基本利用料」 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(6) 「食事療養標準負担額」 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定め

る額をいう。

(7) 「付加給付」 医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、松前町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども
- (3) 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年松前町条例第29号）の規定により医療費の助成を受ける者

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定を申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。013315\_

(助成の範囲)

第5条 町長は、子どもにかかる医療費から受給者が負担すべき基本利用料及び食事療養標準負担額並びに付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者又は医療機関からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○松前町子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松前町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第2条第1号ただし書の在学していない者とみなして規則で定める者とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 定時制の課程に在学する者
- (2) 通信制の課程に在学する者(松前町に住所を有する者は除く)
- (3) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項第5号のうち、修業年限が1年未満の課程に在学する者
- (4) 自らが医療保険各法の被保険者、組合員又は世帯主となっている者
- (5) 婚姻している者

(受給資格者の認定申請)

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、別記様式第1号による子ども医療費受給資格認定申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証
- (2) 条例第2条第2号に規定する保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)の所得及び世帯員全員の市町村民税の課税状況を明らかにする書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の規定により認定した者について子ども医療費給付登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登載し、別記様式第2号による子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する者とする。

2 前項に規定する登録台帳の登録を電子計算機で処理する場合にあつては、当該電子計算機をもつて登録台帳とみなすものとする。

3 受給者証をき損又は亡失したときは、別記様式第3号による子ども医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 受給者証の有効期限は、条例第2条第1号に規定する子どもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

5 条例第2条第1号ただし書中、中学校を修了する者については、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、3月1日から3月31日までに更新するものとする。

(1) 中学校を修了した者にあつては、高等学校等の在学等を証する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(助成の申請)

第5条 条例第6条に規定する助成の申請は、別記様式第4号による子ども医療費助成申請書に、医療機関等で発行する一部負担金を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

(助成額の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、別記様式第5号による子ども医療費助成額決定及び支払通知書により当該申請者に通知する。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第7条 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 松前町に住所を有しなくなつたとき。ただし、条例第2条第1項ただし書中に該当する者を除く。

(2) 死亡したとき。

(3) 条例第3条のただし書に該当するに至つたとき。

2 前項の規定に該当するときは、別記様式第6号による子ども医療費受給資格喪失届を町長に提出し、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、別記様式第7号による子ども医療費受給資格変更届を町長に提出しなければならない。

(1) 住所に変更があつたとき。

(2) 加入している医療保険に変更があつたとき。

(3) その他受給資格の内容に変更があつたとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。